

# 災害共済事業の概要

(令和3年)



# 目 次

<b>I 建物災害共済事業</b> .....	1
1. 事業の概要 .....	1
2. 共済委託団体の範囲 .....	1
3. 共済の目的（委託物件）の範囲 .....	1
4. 共済の対象となる物件の種類と範囲 .....	1
5. 共済期間と共済基金分担金 .....	2
6. 災害共済金 .....	3
7. 共済責任額とてん補責任 .....	3
8. 免責条項 .....	6
9. 災害見舞金 .....	6
10. 委託割合条件付実損共済特約 .....	7
<b>II 自動車損害共済事業</b> .....	8
1. 事業の概要 .....	8
2. 共済委託団体の範囲 .....	8
3. 委託自動車並びに共済の範囲 .....	8
4. 自動車共済の種類 .....	8
5. 共済期間と共済基金分担金 .....	8
6. 共済責任額 .....	9
7. てん補責任 .....	10
8. 免責条項 .....	13
9. 本会による援助、解決等 .....	15
10. 対人賠償に関する一括払（立替払） .....	15



# I 建物災害共済事業

## 1. 事業の概要

本事業は町村財政の安定及び健全な発展に寄与するため、昭和23年4月に発足し、根拠を「地方自治法第263条の2」の規定に基づき町村等の委託を受けて、建物等が火災等の不慮の災害によって生じた町村等の損害に対して、一定の災害共済金を給付して損害を相互救済することを目的とした共済事業である。

規約第2条

## 2. 共済委託団体の範囲

- (1) 町村
- (2) 町村等で組織若しくは設置する地方自治法に規定する特別地方公共団体
- (3) 系統町村会等
- (4) 町村合併によって市制を施行する団体
- (5) 市と合併した町村で引続き共済委託を希望する団体
- (6) 共済委託期間中に市制を施行した団体
- (7) その他町村等関係団体で理事長が認めたもの

規程第4条

## 3. 共済の目的（委託物件）の範囲

委託団体の所有する建物・動産及び他の者から借用し、現に委託団体が使用、管理している物件で、罹災により直接委託団体が損害を被るもの。

規程第5条

## 4. 共済の対象となる物件の種類と範囲

### (1) 建 物

建物とは、一般に「土地に定着して建設され、屋蓋を有し、居住、作業、販売、貯蔵等の用に供される構築物をいう」とされているが、ここでいう建物の範囲は、日常概念によって判断すればよく、住宅、庁舎、校舎、病棟等はもちろん、公園のあずまやなど屋根のある小屋の類、地下に設けられた事務所・倉庫等も含まれる。

(注)「建物」には、電気、ガス、給排水、冷暖房、昇降機等、建物と一体となっている附属設備及び建具、畳の類も含む。

なお、門、塀、囲い、庭園灯、外灯等、建物の外部の構築物は、建物本体と一体とはみられないため、別途、工作物として共済委託申込みをする必要がある。

規程第5条

### (2) 工 作 物

工作物とは、建物以外の用途に使用される構築物で、門、塀、囲い、外灯はもとより、太陽光発電システム、温泉の源泉ポンプ、駐車場のチェーン

ポールや車止め、やぐら、電柱、伝送路設備等のケーブル等の配線類、アーケード、各種表示板、タンク・サイロ等の貯蔵施設、公園や遊園地等の遊戯設備類等が対象となる。

### (3) 動産（収容品）

建物内に収容されている什器備品類及び建物と一体とみなすことのできない据付機械装置等を対象とする。

例えば、ケーブル、ハブ、パソコン、サーバー、モデム、ルーター、Wi-Fi等建物内のインターネット及びLAN関連設備は収容品として契約が必要となる。

消防の指令装置関連設備、水道施設の流量計、水位計、テレメータや塵芥処理施設の受入供給等設備や機械類等は収容品又は諸設備工作物として契約が必要となる。

(注)「動産」には通貨、有価証券、印紙、切手、稿本、設計書、図案、帳簿、家畜、家きん、植物、その他これらに準ずるもの及び消耗品類は対象とすることはできない。

## 5. 共済期間と共済基金分担金

### (1) 共済期間

共済の委託期間は1年とするが、特別の場合は1年を超える期間又は1年未満を期間とする委託申込みもできる。

規程第18条

### (2) 共済責任期間

共済委託承認証に記載された共済期間の初日の午後4時から最終日の午後4時までとする。（なお、申込総括書は、共済期間開始日の前日までに都道府県町村会に提出しなければならない。）

規程第15条

### (3) 共済基金分担金

共済委託団体は、毎年共済責任額に応じて共済基金分担金を本会に納付しなければならない。

規程第19条

#### ① 共済基金分担金の算定

共済基金分担金は、共済責任額に分担金基率を乗じて得た額とし、共済委託申込に基づき本会が算定し、当該団体に分担金額を通知する。

(注) 共済期間が1年を超えるもの又は1年未満のものは日割計算にて算定する。

② 分担金の納付時期

共済基金分担金は、本会が指定する方法により指定する期日までに本会（都道府県町村会）に納付されなければならない。

③ 分担金基率の種類と適用区分

共済基金分担金基率は普通物件基率と住宅物件基率に区分され、それぞれ木造、簡易防火造、耐火造の構造別に基率が定められている。

(ア) 普通物件基率

学校、役場、医療施設等で、住宅物件基率を適用とすることのできない建物及びその建物の収容されている動産。

(イ) 住宅物件基率

住宅物件基率を適用する建物は居住の用に供される建物（寮を除く）とし、その建物の付随する工作物、収容されている動産等も住宅物件基率が適用される。

ただし、作業場、集会場等に付設された居住施設は普通物件基率を適用する。

## 6. 災害共済金

規程第8条

災害共済金は、損害の生じた時における共済の目的の再調達価額によって算定した損害額とし、共済責任額を限度とする。なお、共済責任額が再調達価額に達しないときは、その割合に応じて算出（比例てん補）される。

その算定方法は次のとおり

$$\text{損害額} \times \frac{\text{共済責任額}}{\text{再調達価額}} = \text{災害共済金} \\ \text{(円位未満四捨五入)}$$

## 7. 共済責任額とてん補責任

規程第16条

(1) 共済基準額

共済基準額は、委託物件が罹災した場合に、当該物件と同程度のものを再取得するための再調達価額とする。

ただし、次に掲げる場合は、当該共済の目的の時価額に相当する額とする。

- ① 罹災した場合、復元（再調達）を要しない建物及び動産
- ② 継続的に使用されていない建物及び動産
- ③ 仮設又は取りこわし予定の建物

(2) **共済責任額**

共済責任額（共済委託契約額）は、共済基準額に共済加入率（共済に委託する割合）を乗じて設定する。この共済責任額は、当該物件が罹災し損害が生じたとき、本会がその損害のてん補責任を負う最高限度額である。

なお、動産のうち貴金属、宝石、模型、書画、骨とう、その他の美術品の共済責任額は一点又は一組1億円を限度とする。

規程第17条

(3) **共済金支払後の共済委託契約**

共済の目的にてん補すべき損害が発生し、災害共済金を支払った後の共済責任額は、損害発生前の共済責任額に自動復元する。ただし、共済金の支払額が1回の災害につき、共済責任額の5分の4に相当する額を超えたときは、共済委託契約は終了する。

規程第13条

(4) **てん補責任**

次に掲げる損害に対し、共済金が給付される。ただし、④～⑩のてん補責任による損害については、1回の災害による損害が1万円以上の場合に給付する。

規程第6条

① 火災による損害

人の意図に反して発生若しくは拡大し、又は放火により発生した消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するため消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とする燃焼現象によって生じる共済の目的が被る損害。

細則第4条

② 落雷による損害

共済の目的に直接落雷によって生じる共済の目的の破損、炭化、溶融等の損害と共済の目的近くの落雷によって生じる異常電流の作用で共済の目的が被る損害。

③ 破裂又は爆発による損害

気体又は蒸気の急激な膨張を伴う破裂によって生じた自爆損害及び被爆損害。破裂・爆発の例として、化学爆発、水蒸気爆発、物理爆発（破裂）等があるが、水道管等の凍結による破裂は該当しない。

(注) 破裂又は爆発による損害については、共済金給付限度額は1回の事故（各施設ごと）について2億円を限度とする。

規程第8条

④ 建物又は工作物の外部からの物体の落下、飛来、衝突又は倒壊による損害

飛石、自然風化による落石、枯木の倒壊等による損害、並びに航空機の墜落、接触又は航空機からの物体の落下による損害等も該当する。ただし、粉じん、煤煙、その他これらに類する物の落下、飛来による損害は除く。なお、風水災による外部からの物体の落下、飛来、衝突による損害は「風水害による損害」に、雪崩等による場合は「雪害による損害」に該当する。

⑤ 車両の衝突又は接触による損害

道路運送車両法に定める自動車、原動機付自転車及び軽車両の衝突又は接触による損害、並びに積載物による損害も車両の衝突又は接触による損害に該当する。

⑥ 破壊行為によって生じた損害

共済の目的に損害を与える目的で破壊又はこれに類似の行為により受けた損害。

⑦ 不測かつ突発的な事故によって建物に定着するガラスについて生じた破損損害

建物に定着するガラスは、建物の一部である壁、屋根、間仕切り等に定着している窓ガラス、ドアガラス、壁面ガラス及びこれらに類似するガラスをいう。なお、地震、噴火、津波によって生じた損害は該当しない。

⑧ 風水害による損害

台風、せん風、突風、暴風等の風災と、台風、暴風雨、豪雨によって生じた溢水、洪水、高潮等の水災によって生じた損害。ただし、自然の消耗、劣化、ひび割れ、管理上の瑕疵を含む共済の目的の瑕疵による建物又は開口部の直接破損を伴わない雨又は砂塵の吹き込みによって生じた損害は該当しない。なお、てん補する額は、災害共済金の算定方法により算出された額に100分の50を乗じた額とし、共済責任額の100分の50を限度とする。

⑨ 雪害による損害

豪雪、雪崩、降雪、降ひょう（融雪による溢水、洪水を除く）等によって生じた損害。ただし、自然の消耗、劣化、ひび割れ、管理上の瑕疵を含む共済の目的の瑕疵による建物又は開口部の直接破損を伴わない雪又はひょうの吹き込みによって生じた損害は該当しない。

規程第8条

⑩ 土砂災害による損害

豪雨等の自然現象によって発生する崖崩れ、山崩れ、土石流、地すべり、巨岩の落下によって生じた損害。ただし、土地の陥没・隆起及び河川の氾濫・高潮等に起因する土砂の流出又は流入による損害は該当しない。

**8. 免責条項**

規程第9条

次の各号に掲げる損害は、共済金給付の対象とはならない。

- (ア) 故意若しくは重大な過失又は法令違反によって生じた損害。
- (イ) 紛失又は盗難による損害。
- (ウ) 自然の消耗若しくは劣化又は虫食い等による損害。
- (エ) 擦傷、掻き傷、塗料のはがれ等の外観上の損傷又は汚損であり機能に支障をきたさない損害。
- (オ) 居住中の故意若しくは過失により、居住者が占有する戸室のガラスに生じた損害。
- (カ) 原因の直接、間接を問わず核燃料物質による事故、戦争等、地震、噴火、津波によって生じた損害。

**9. 災害見舞金**

規程第26条

(1) 趣 旨

～第29条

委託物件が地震、噴火、津波の自然災害によって損害が生じたときに見舞金を給付する制度である。

(2) 見舞金の額

見舞金は委託物件の共済責任額を限度に、災害共済金の算定方法により算出された額に100分の15を乗じた額とする。ただし、1回の災害について生じた損害の額が3万円以上の場合に給付する。

(3) 見舞金の支払限度額

1年度内（毎年4月1日～翌年3月31日）に支払うことができる見舞金の総額は、前年度末現在における積立金（異常危険準備金及び運営準備積立金並びに基金積立金）の100分の5に相当する額とする。

(4) 見舞金総額が支払限度額を超える場合の被災団体に対する見舞金

見舞金総額が支払限度額を超える場合の被災団体への災害見舞金は、算出された災害見舞金（100分の15）の額に、見舞金総額に対する支払限度額の

割合を乗じて得た額とする。

(5) 見舞金の支払時期

地震災害を受けた日の属する年度の翌年度に支払う。

10. 委託割合条件付実損共済特約

規程第30条

～第34条

(1) 実損共済の趣旨

大規模な耐火構造の建物が全損となる場合はまれであり、再調達価額も高額であることから、100%委託することは分担金が増嵩し財政的負担がかかることとなる。したがって、耐火構造の建物（住宅物件を除く）に限り、一定の条件で共済責任額を限度に損害額全額をてん補する特約制度である。

(2) 実損委託契約の範囲

実損委託契約は、耐火構造の建物及びその建物内にある設備、装置及び据付機械類に限られる。したがって、什器・備品等の収容品は実損共済特約の対象とならないため、通常の収容品として普通契約で加入することとなる。

(3) 委託割合と分担金

- ① 共済責任額は、委託する共済の目的の共済基準額に対して、下表の6種の中のいずれかの委託割合を乗じて算出する。
- ② 分担金は、共済責任額（単位千円）に分担金基率を乗じて、前記の委託割合に基づく下欄の実損係数を乗じて算出する。

共済基準額 に対する委 託割合	30%	40%	50%	60%	70%	80%
実 損 係 数	2.4	2.0	1.7	1.5	1.35	1.2

## II 自動車損害共済事業

### 1. 事業の概要

本事業は昭和33年10月に発足し、根拠を「地方自治法第263条の2」の規定に基づき、町村等の所有、管理、使用している自動車について生じた損害を相互救済することを目的とした共済事業である。

規約第2条

### 2. 共済委託団体の範囲

建物災害共済の範囲に準ずる。

規程第3条

### 3. 委託自動車並びに共済の範囲

- (1) 委託団体が現に管理、使用している自動車。
- (2) 委託団体が管理、使用している間に生じた損害について、直接委託団体が負担することを条件として、消防活動等特定の行政目的遂行のために、臨時に借上げて使用することを約した民間の保有自動車。

規程第4条

### 4. 自動車共済の種類

#### (1) 車両共済

共済の目的である自動車及び付属品に生じた損害に対する共済。

- ◎ 付属品とは、一般的に自動車の専用品として定着されているラジオ、時計、ヒーター、クーラー、ステレオ、標準工具、スペアタイヤ（1本）など、社会通念上、一般的に自動車の付属品とみられるもの。また、法令等により装備することを命令又は要請されているもの。（例えば消火器、ヘッドレスト、安全ベルト等）

規程第5条

規程第6条

#### (2) 損害賠償共済（対物損害・対人損害）

自動車の所有、管理又は使用によって生じた偶然の事故に直接起因して、他人の生命、身体又は財物に与えた損害に対し、当該委託団体が法律上の損害賠償義務を履行することによって被った損害に対する共済。

規程第10条

### 5. 共済期間と共済基金分担金

#### (1) 共済期間

共済の委託期間は1年とするが、特別の場合は1年を超える期間又は1年未満を期間とする委託申込みもできる。

規程第34条

#### (2) 共済責任期間

共済委託承認証に記載された共済期間の初日の午後4時から最終日の午後4時までとする。（なお、申込総括書は、共済期間開始日の前日までに都道府県町村会に提出しなければならない。）

規程第33条

**(3) 共済基金分担金**

共済委託団体は、毎年共済責任額に応じて共済基金分担金を本会に納付しなければならない。

**① 共済基金分担金の算定**

共済基金分担金は、車両種別、共済種別ごとに分担金基率を定めており、共済委託申込みに基づき本会が算定し、当該団体に分担金額を通知する。

(注) 共済期間が1年を超えるもの又は1年未満のものは月割計算にて算定する。

**② 分担金の納付時期**

共済基金分担金は、本会が指定する方法により指定する期日までに本会(都道府県町村会)に納付されなければならない。

**6. 共済責任額****(1) 車両共済責任額**

車両共済における共済責任額は、委託時の取得価額(共済目的見積価額)を限度として定める。通常の自動車の附属品として見られない機器を取付けた場合は、取付機器明細書に取付機器名を記載し、その価額を取得価額に加算する。

また、継続加入車両の当該車両見積価額については、取得価額から経年による減価額を差引いた残額を車両見積価額とする。

なお、当該減価額は、乗合自動車、消防自動車並びに特殊工作車は、年間10%、それ以外の乗用車等にあつては15%とし、車両見積価額は、車両取得額の30%以下は逡減しないものとする。

**(2) 対物損害賠償共済責任額**

対物損害賠償共済責任額は、自動車の偶然な事故によって生ずる対物損害賠償金額をてん補する目的をもって、100万円から100万円単位で1,000万円まで任意に定めることができ、最高は無制限となっている。

**(3) 対人損害賠償共済責任額**

対人損害賠償共済責任額は、自動車の偶然な事故によって生ずる対人損害賠償金額が自賠責保険金額を上回った場合にその上回った賠償金額をてん補する目的をもって、2,000万円から1,000万円単位で15,000万円まで任意に定めることができ、最高は無制限となっている。

#### (4) 自動復元制

本共済における共済責任額は、車両共済及び対物損害賠償共済にあつては、1事故のてん補責任額であり、また対人損害賠償共済であつては被害者1人の損害てん補責任額の最高を示す金額であつて、共済期間を通じてのてん補限度額ではない。共済金の支払いが何回あつても共済責任額は遡減されることなく、当初の共済責任額に自動的に復元し、共済期間の終了まで契約は持続する。

### 7. てん補責任

#### (1) 車両共済のてん補

衝突、墜落又は転覆等による直接の損害、火災（機関から発生した場合を含む）による直接の損害、盗難による損害その他自動車自体に生じた偶然的事故による直接損害をてん補する。

てん補される損害は、共済の目的である自動車それ自体及びその付属品について生じたものに限られ、事故車両を修理する間、代替車を借上げた場合の借上料又は営業用自動車の不稼働による営業損失等の間接損害は、てん補の対象とならない。

#### (ア) 分損事故によるてん補

共済の目的を事故発生直前の状態に復するために必要な修繕費（仮修繕の費用についての正当な部分を含む）及び自力走行不能の場合の運搬・けん引費用又は引揚費用等をてん補する。

#### (イ) 全損事故によるてん補

共済の目的である自動車の修繕費用が車両見積価額を超えるとき、ならびに物理的、技術的に修繕不可能な場合又は盗難事故により占有権が回復できないときは全損とみなし、共済責任額を限度として車両見積価額に相当する額をてん補する。

ただし、残存物があるときはこの価額を控除する。

#### (ウ) 比例てん補

共済委託車両の車両見積価額の一部を共済責任額として委託した場合の損害のてん補は、共済責任額の車両見積価額に対する割合によりてん補の額を決定する。

規程第6条

規程第7条

規程第8条

(例)

$$200,000\text{円} \times \frac{\begin{matrix} \text{(共済責任額)} \\ 500,000\text{円} \end{matrix}}{\begin{matrix} 1,000,000\text{円} \\ \text{(車両見積価額)} \end{matrix}} = 100,000\text{円} \quad \begin{matrix} \text{(損害額)} \\ \text{(支払共済金)} \end{matrix}$$

(2) **対物損害賠償共済のてん補**

規程第10条

自動車の衝突、転覆等は勿論、タイヤが外れて飛んだ時や、積荷がくずれ落ちた時など、また車庫に格納中に生じた電気系統の欠陥による発火、爆発等により、他の物に損害を与え法律上の損害賠償義務を履行したことによる損害をてん補する。

規程第11条

(ア) 分損事故によるてん補

修繕可能なときは原則として物理的に原状回復するための費用、また自動車に損傷を与え、自力走行不能となった場合の運搬、けん引費用又は引揚費用等（積極的損害）が損害賠償の対象としててん補されるが、場合によっては、休車（業）中の営業損失や代替車借上料、その他格落損等（消極的損害）についてもてん補される場合がある。

ただし、特に消極的損害については蓋然性のある場合について認めることとなることから、いずれも正確な裏付けのあるものに限られる。

(イ) 全損事故によるてん補

修繕することが技術的に不可能な場合又は修繕費が時価額以上となる場合の損害賠償額は、事故発生直前の交換価額、すなわち損害物件と同種、同程度のものの再取得額がてん補される。

(3) **対人損害賠償共済のてん補**

規程第10条

(ア) 対人損害賠償共済金

規程第11条

自動車の偶然な事故によって生ずる対人損害賠償金額が自賠償保険金額を上回った場合、その上回った金額をてん補する。

(イ) 自損事故傷害共済金

規程第16条

自損事故傷害共済金は、対人損害賠償共済に委託している自動車の運行に起因する急激かつ偶然な外来の事故によって、運転者並びに運転補助者及び当該自動車に搭乗中の者が死傷害（ガス中毒を含む）の損害を受け、かつ、その損害について自賠償保険の対象とならなかった場合に給付されるもので、対人損害賠償共済に自動付帯されている。

なお、給付額については、次のとおり一定額が給付される。

規程第18条

① 死亡共済金 1名につき 1,500万円

② 後遺障害共済金

1名につき 1,500万円～57万円

③ 医療共済金

傷害を受け、その直接の結果として生活機能又は業務能力に低下をきたし、かつ、医師又は歯科医師の治療を要したときは、平常の生活又は業務に従事することができる程度に治癒したときまでの治療日数から最初の5治療日数を控除した治療日数に次の金額を乗じて得た額(120万円を限度とする)。

入院 1日につき 6,000円

通院 " 4,000円

④ 介護費用共済金

後遺障害共済金とは別に支払うもので後遺障害第1級第3号又は第4号の後遺障害に認定されたとき。

1名につき 400万円

後遺障害第1級(第3号、第4号を除く)、第2級又は第3級第3号若しくは第4号の後遺障害に認定された時。

1名につき 250万円

(ウ) 無共済等自動車傷害共済金

賠償資力が十分でない無共済(無保険)自動車の加害行為によって、死亡又は後遺障害の損害を被った場合、対人賠償共済金額を限度に共済金を支払う。(公務災害見舞金の対象となる者は除く)

規程第20条  
～第26条

(4) 見舞金

対人損害賠償共済の契約を委託している自動車を所有、管理又は使用することによって生じた偶然の当該自動車事故に直接起因した場合について、次の見舞金を支払う。

規程第27条  
～第32条

(ア) 公務災害見舞金

(委託団体の業務に従事中の当該団体の職員で地方公務員災害補償法等に基づく公務災害補償制度により補償を受くべき者が身体に傷害を受けたとき)

① 死亡見舞金 1名につき 300万円

② 後遺障害見舞金

1名につき 300万円～11万円

③ 医療見舞金

傷害を受けた日から200日を限度として、平常の生活又は業務に従事することができる程度に治癒したときまでの治療日数から、最初の5治療日数を控除した治療日数に次の金額を乗じて得た額。

入院 1日につき 4,000円

通院 〃 3,000円

(イ) 対人賠償見舞金

(対人事故で死亡、傷害事故があったとき)

① 死亡見舞金 1名につき 10万円

② 傷害見舞金 (30日以上入院したとき)

1名につき 3万円

**8. 免責条項**

規程第13条

(1) 一般の免責

(ア) 故意、重過失による損害

委託団体の長又は業務を執行する機関、その他これらを補助する者の故意若しくは重大な過失による損害はてん補しない。

故意による損害については、偶然性がなくこれを有責とすることは適当ではない。また、重大な過失とは、相当の注意をなすまでもなく、容易に有害な結果を予見して回避することができたにもかかわらず、漫然と見過して回避しなかった様な場合で、殆ど故意に近い注意を欠く状態をいい、自動車事故においては、本来殆どが運転者又は助手の過失によるものであり、前記故意にも匹敵する過失以外は免責とはならない。

(イ) 戦争、変乱又は暴動による損害

原因が直接であると間接であることを問わず、これらに因る損害はてん補しない。

(ウ) 地震、噴火又は津波による天災事故

これらの天災事故は、異常危険として保険技術上控除されたものである。

(2) 車両共済固有の免責

規程第14条

(ア) 共済の目的に存在した瑕疵又はその磨滅、腐蝕その他の自然消耗

これらの損害については、偶然なる外来の事故による損害ではない理由からてん補しない。ただし、タイヤの磨滅によるスリップで事故を起こし

た場合の例でいえば、タイヤの磨滅自体の損害は免責としても、これによって起こった事故による損害は有責となるように、瑕疵又は自然の消耗自体の減価損害のみを免責とし、これに因った他の損害は有責となる。

- (イ) 共済の目的の付属品とみることのできない、装飾品等の他、車上になかった共済の目的の一部について生じた損害。（備付ラジオ等を取外し、修理中に盗難にあったような場合）
- (ウ) 法令に定められた運転資格を持たないで運転している場合、酒気を帯びて運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等を使用した状態で運転している場合に生じた損害。

### (3) 損害賠償共済固有の免責

規程第15条

- (ア) 共済の目的に積載した物、又は町村等委託団体の保管する他人の物について生じた損害。
  - (イ) 共済委託町村等の業務に従事中の当該団体の職員であって、地方公務員災害補償制度等に基づく公務災害補償制度により補償を受くべき者の生命又は身体を害したことによる損害。

### (4) 自損事故傷害共済金の免責

規程第19条

- (ア) 運転者、運転補助者及び搭乗中の者の故意、闘争行為、自殺行為等によりその本人について生じた損害。
  - (イ) 無免許運転、飲酒運転によりその本人について生じた損害。
  - (ウ) 自動車修理業、給油業等自動車を取扱うことを業としている者が業務として受託している間に生じた損害。
  - (エ) 公務外の用途の使用など、委託団体の長の許可を得ないで運転している間に生じた損害。
  - (オ) 戦争、暴動等あるいは地震、津波等によって生じた損害。

### (5) 見舞金の免責

規程第30条

- (ア) 当該自動車に搭乗中の者の故意、闘争行為等によりその本人について生じた損害。
  - (イ) 上記4－(イ) (ウ) (エ) 及び一般の免責（規程第13条）による免責。
  - (ウ) 本会が支払う自損事故傷害共済金を受くべき者。

### (6) その他

規程第8条

車両共済では、1回の事故によって生じた損害の額が10,000円未満のときは共済金のおてん補の対象とはならない。

## 9. 本会による援助、解決等

### (1) 本会による援助

規程第12条

委託団体が対人事故、対物事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合には、委託団体の同意を得て、本会が委託団体に対しててん補責任を負う限度において、委託団体の行う折衝、示談等の手続きについて協力又は援助を行う。

### (2) 本会による解決

規程第12条の2

規程第12条の4

委託団体が対人事故、対物事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合、本会が損害賠償請求権者から損害賠償の支払いの請求を受けた場合には、本会は、本会が委託団体に対しててん補責任を負う限度において、委託団体の同意を得て、委託団体のために折衝、示談等の手続きを行う。

### (3) 損害賠償請求権者の直接請求権

規程第12条の3

規程第12条の5

対人事故、対物事故によって委託団体の負担する法律上の賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、本会が委託団体に対しててん補責任を負う限度において、本会に対して損害賠償額の支払いを請求することができる。

## 10. 対人賠償に関する一括払（立替払）

対人事故によって共済委託団体に賠償責任が生じた場合、その損害額に対する自動車損害賠償責任保険（共済）より支払われる自賠責保険金相当額を本会が立替え、本会対人賠償共済金とを合算して共済委託団体に一括払を行い、本会が立替分を当該自賠責保険会社（共済）に請求し回収する制度である。

次の場合は一括払（立替払）を行わない。

- (ア) 自賠責保険が付保されていないもの。
- (イ) 自賠責保険で有無責の判断の困難なもの。
- (ウ) 自賠責保険で重過失により減額される可能性のあるもの。
- (エ) 本会自動車共済で免責となるもの。
- (オ) 交通事故証明書の取得ができないもの。
- (カ) 一括払を行う前にすでに加害者又は被害者が自賠責保険に保険金等を請求をしているもの。
- (キ) 後遺障害に係わるもの。

## ●建物災害共済事業

### 各制度のてん補責任等

	(てん補)	(支払限度額)	
(てん補責任)			
1 火災による損害	損害額が1万円以上の場合	共済責任額 (3号については責任額が2億円以上であっても2億円を限度とする)	
2 落雷による損害			
3 破裂又は爆発による損害			
4 建物又は工作物の外部からの物体の落下、飛来、衝突又は倒壊による損害			
5 車両の衝突又は接触による損害			
6 破壊行為によって生じた損害			
7 第1号から第6号及び第8号から第10号又は第26条に定める損害に該当しない不測かつ突発的な事故によって建物に定着するガラスについて生じた破損損害			
8 風水害による損害			(8号については責任額の100分の50を限度とする)
9 雪害による損害			
10 土砂災害による損害			

建物災害共済

### (注) 共済金の算式

$$\text{損害額} \times \frac{\text{共済責任額}}{\text{再調達価額}} = \frac{\text{共済金}}{\text{(円位未満四捨五入)}}$$

災害見舞金

地震・噴火・津波  
 損害額が3万円以上  
 の場合15/100  
 前年度末現在における積立  
 金(異常危険準備金及び運  
 営準備積立金並びに基金積  
 立金)の100分の5に相当す  
 る額

- (注) ・災害見舞金は建物災害共済の中の見舞金制度。  
 ・見舞金総額が支払限度額を超える場合は、算出された災害見舞金(15/100)の額に、見舞金総額に対する支払限度額の割合を乗じて得た額とする。

## ●自動車損害共済事業

### 共済の種類と給付

- 1 車両共済 —— 委託自動車自体の損害に対する共済
- 2 損害賠償共済 —— 法律上の賠償義務にもとづいて賠償しなければならぬ損害に対する共済

対物損害賠償共済 —— 他人の財物に与えた損害

対人損害賠償共済 —— 他人の生命・身体に与えた損害



